

議案第 6 5 号

守谷市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部
を改正する条例

守谷市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 1 8 年守谷
市条例第 1 7 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 8 月 2 8 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

守谷市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

守谷市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年守谷市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「指定等」を「候補者の選定」に改め、同条第1項中「し、議会の議決を経て指定管理者を指定」を削り、同条第2項を削る。

第5条を次のように改める。

（指定管理者の候補者の選定の特例）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条及び第3条に規定する手續によらず、公の施設の設置目的を効果的かつ適正に達成することができると思慮する法人、公共団体又は公共的団体を指定管理者の候補者に選定することができる。

（1）第3条の規定による申請がなかったとき。

（2）前条各号に規定する要件を満たすものがなかったとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、公募を行わないことについて合理的な理由があるとき。

2 前項の規定により選定を行う場合は、市長は、当該団体と協議し、第3条各号の書類の提出を求め、総合的に判断を行うものとする。ただし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて実施する事業（以下「PFI事業」という。）に係る指定管理者については、この限りでない。

第14条を第16条とする。

第13条中「第9条」を「第10条まで及び前条」に改め、同条を第15条とする。

第12条第1項中「この条において」を削り、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（意見の聴取）

第14条 市長は、第5条第1項第3号の規定により公募を行わずに指定管理者の候補者を選定しようとするとき（PFI事業を除く。）は、選定方法の妥当性について委員会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、第4条及び第5条の規定により指定管理者の候補者を選定しようとするとき（PFI事業を除く。）は、あらかじめ委員会の意見を聴かなければならない。

第11条を第12条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第6条ただし書中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

（指定管理者の指定等）

第6条 市長は、前2条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て当該候補者を指定管理者に指定しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由（議案第 6 5 号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、公の施設の指定管理者を選定する際に、合理的な理由がある場合は公募によらない方法で指定管理者の候補者を選定できるようにするため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
(指定管理者の候補者の選定) 第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定_____しなければならない。 (1) から (3) まで (略) (削除) (指定管理者の候補者の選定の特例) 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条及び第3条に規定する手續によらず、公の施設の設置目的を効果的かつ適正に達成することができると思慮する法人、公共団体又は公共的団体を指定管理者の候補者に選定することができる。 (1) 第3条の規定による申請がなかったとき。 (2) 前条各号に規定する要件を満たすものがなかったとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、公募を行わないことについて合理的な理由があるとき。 2 前項の規定により選定を行う場合は、市長は、当該	(指定管理者の指定等_____) 第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。 (1) から (3) まで (略) 2 市長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ、守谷市公の施設指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。 (指定管理者の候補者の選定の特例) 第5条 市長は、第3条の規定による申請がなかった場合又は前条第1項に規定する要件を満たすものがなかった場合においては、公の施設の設置目的を効果的かつ、適正に達成することができると思慮する守谷市が出資している法人、公共団体又は公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。 2 前項の規定により選定を行う場合は、市長は、当該団体と協議し、第3条第1項各号の書類の提出を求め、総合的に判断を行うものとする。

団体と協議し、第3条各号の書類の提出を求め、総合的に判断を行うものとする。ただし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて実施する事業（以下「PFI事業」という。）に係る指定管理者については、この限りでない。

（指定管理者の指定等）

第6条 市長は、前2条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て当該候補者を指定管理者に指定しなければならない。

（事業報告書の作成及び提出）

第7条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第9条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告を提出しなければならない。

（1）から（4）まで（略）

（業務報告の聴取等）

第8条 （略）

（指定の取消し等）

第9条 （略）

（原状回復義務）

（新設）

（事業報告書の作成及び提出）

第6条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第8条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告を提出しなければならない。

（1）から（4）まで（略）

（業務報告の聴取等）

第7条 （略）

（指定の取消し等）

第8条 （略）

（原状回復義務）

第10条 (略)

(損害賠償義務)

第11条 (略)

(秘密保持義務)

第12条 (略)

(委員会)

第13条 市に守谷市公の施設指定管理者選定委員会（
以下_____「委員会」という。）を置く。

2及び3 (略)

(意見の聴取)

第14条 市長は、第5条第1項第3号の規定により公
募を行わずに指定管理者の候補者を選定しようとする
とき（PFI事業を除く。）は、選定方法の妥当性に
ついて委員会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、第4条及び第5条の規定により指定管理者
の候補者を選定しようとするとき（PFI事業を除く
。）は、あらかじめ委員会の意見を聴かなければなら
ない。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第15条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に
適用する場合においては、第2条から第10条まで及
び前条の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と
読み替える。

(補則)

第9条 (略)

(損害賠償義務)

第10条 (略)

(秘密保持義務)

第11条 (略)

(委員会)

第12条 市に守谷市公の施設指定管理者選定委員会（
以下この条において「委員会」という。）を置く。

2及び3 (略)

(新設)

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第13条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に
適用する場合においては、第2条から第9条
_____の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と
読み替える。

(補則)

第 1 6 条 (略)

第 1 4 条 (略)